

岩手県告示第16号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成28年1月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
アイン薬局大船渡店	大船渡市大船渡町字山馬越175番地1	平成27年10月31日
アイン薬局一関店	一関市城内1番4号	〃
アイン薬局東山町店	一関市東山町長坂字町388番地	〃
アイン薬局浄法寺店	二戸市浄法寺町樋田162番地1	〃
アイン薬局胆沢店	奥州市水沢区龍ヶ馬場27番地5	〃
アイン薬局江刺店	奥州市江刺区西大通り10番11号	〃
アイン薬局大通中央店	奥州市江刺区大通り5番8号	〃
アイン薬局一戸店	二戸郡一戸町一戸字砂森54番地1	〃